

令和 8 年度事業計画書

JIS 登録認証機関協議会

1. 活動方針

令和 8 年度は、前年度に引き続き、認証活動の質の向上及び登録認証機関の地位向上に努めるとともに、JIS マーク表示制度の発展を図り、もって産業標準の普及、発展に寄与することを目的とし、その目的に沿った活動を展開する。

2. 事業計画

2.1 JIS マーク表示制度及び JIS マーク表示品の信頼性の維持、向上

幹事会、技術検討委員会等を開催し、次を推進する。

1) JIS 改正に伴う臨時の認証維持審査の内容に係る事前検討

JIS の改正内容が重大で、臨時の認証維持審査において機関間で差異が生じること避ける必要があると判断される場合、認証維持審査の内容について事前検討し、整合性を図る。

2) JISCBA 認証指針、技術文書等の作成

- ・ JIS マーク表示制度の対象となる JIS の制定、改正に応じて、JISCBA 認証指針の制定、改正を行い、審査の信頼性、公平性、統一性を確保する。
- ・ 6 か月の生産実績の考え方について整理する。

3) JIS 原案作成委員会への JISCBA 代表委員の派遣

JIS 原案作成委員会に JISCBA 代表委員を派遣し、適合性評価に適する規格の開発や、経過措置期間の設定に関する助言を行う。

4) 利害関係者からの課題、要望、苦情への対応

会員機関、認証取得事業者、業界、主務官庁等からの課題、要望、苦情等を共有し、課題解決に向けた検討を行い、共通認識の醸成を図る。また、必要に応じて、その結果を JISCBA 解釈集として公表する。

5) 適合性評価に関する規格開発への貢献

関連する国内審議委員会、原案作成委員会に JISCBA 代表委員を派遣する。また、国内審議委員会を通じて、国際会議にエキスパートを派遣するとともに、活動で得た情報を会員に共有する。

6) 審査員向け研修は法令改正により、試験員、審査員の力量を研修等で身に付けることから始まったが、受講者の減少につき、講義内容の見直しとともに審査員研修等のガイドラインの見直しについて検討する。

2.2 JIS マーク表示制度の普及、発展

一般財団法人日本規格協会が主催する JIS マーク表示制度に関するセミナー、標準化と

品質管理全国／地区大会等の講演を引き受け、講師を派遣する。
また、資料やテキストの作成を行う。

3. 委員会等開催計画

委員会名	回数	頻度（目安）※
総会	1 回	1 回／年
幹事会	6 回	1 回／2 か月
会員連絡会	1 回	1 回／年
技術検討委員会	3 回	1 回／4 か月
WG	－	必要に応じて開催

※ 開催回数は必要に応じて、調整することがある。

以上